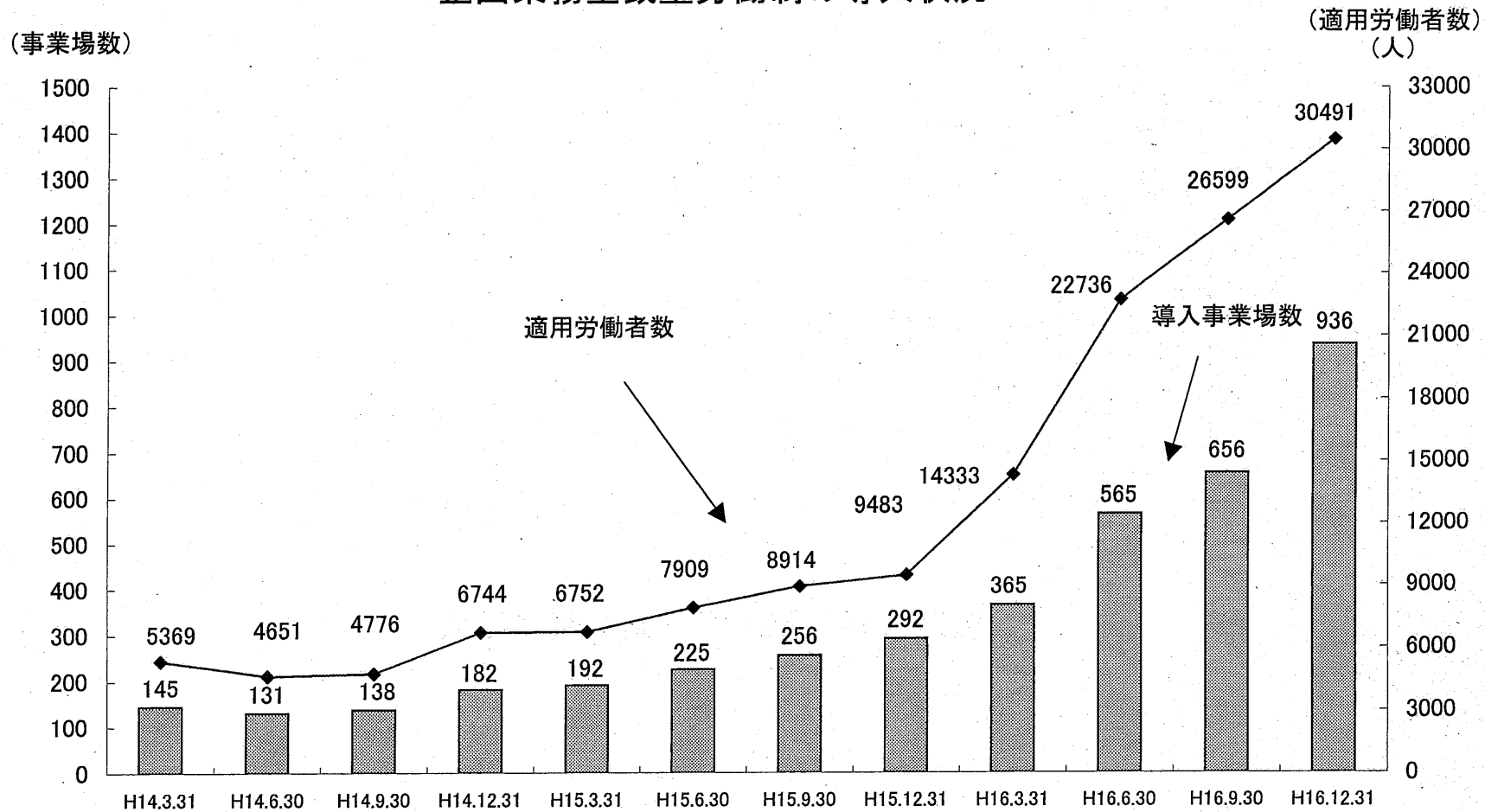


企画業務型裁量労働制の導入状況



資料出所: 厚生労働省賃金時間課調べ

(注) 適用事業場数及び適用労働者については、企画業務型裁量労働制に関する決議届の有効期間に各日付を含む企画業務型裁量労働制に関する決議届により集計した。

企画業務型裁量労働制の導入状況について

(平成16年12月31日現在)

○ 導入事業場数及び適用労働者数

導入事業場数	936
適用労働者数	30,491

○ 事業場規模別導入状況

1,000人以上	84
100～999人	434
10～99人	353
9人以下	65
合計	936

○ 業種別企業数

建設業	8
製造業	116
情報通信業	66
運輸業	2
卸売・小売業	32
金融・保険業	22
不動産業	8
飲食店, 宿泊業	1
医療, 福祉	3
教育, 学習支援業	11
複合サービス事業	1
サービス業	55
合計	325

※ 企画業務型裁量労働制に関する決議届の有効期間に平成16年12月31日を含む事業場。

※ 業種別企業数の項目については、平成14年10月1日より適用される改訂日本標準産業分類の項目に変更した。

産業別の裁量労働制採用企業数の割合（平成16年）

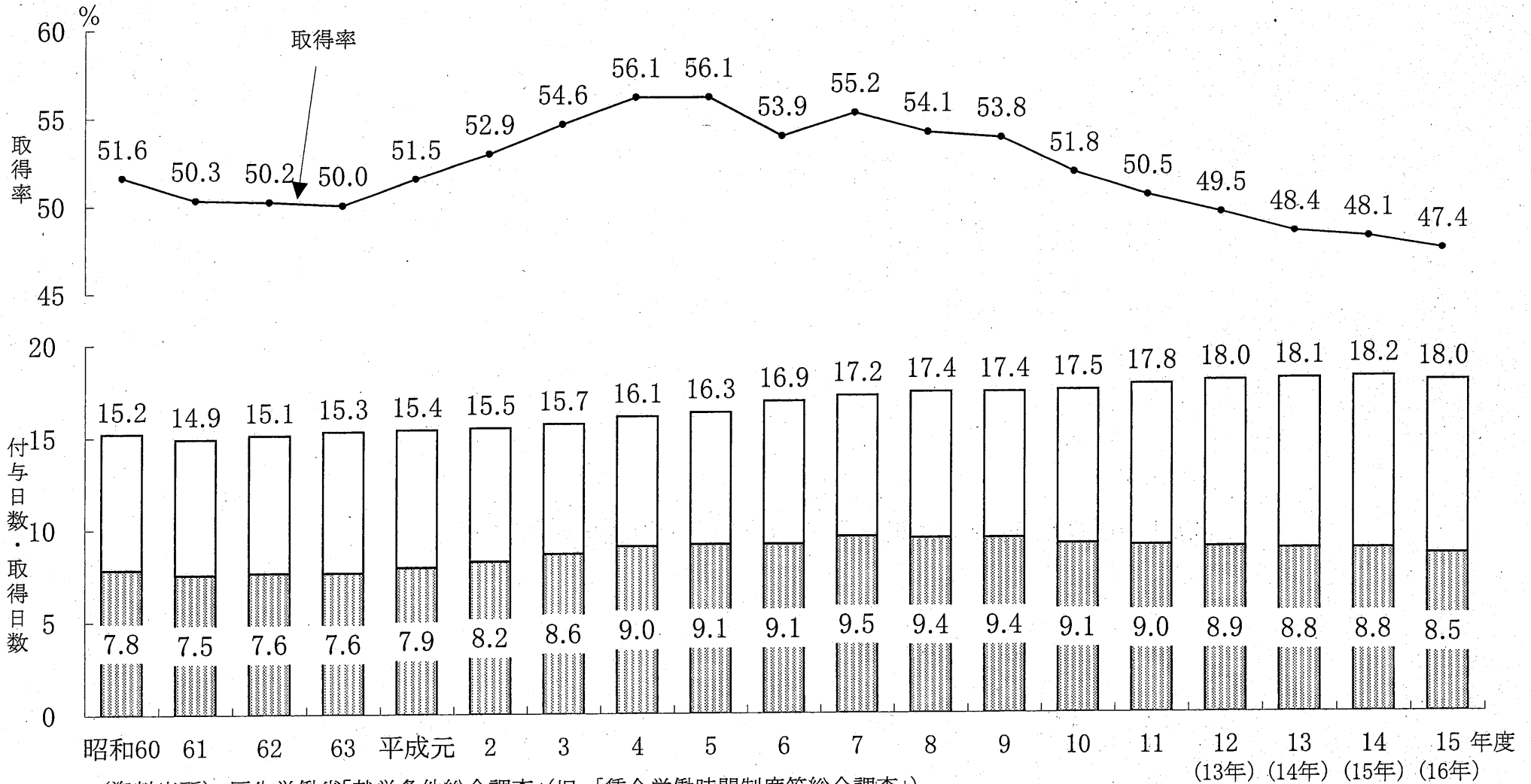
（単位：％）

産業・企業規模	企画業務型裁量労働制		専門業務型裁量労働制																		
	企画業務型裁量労働制採用企業数割合	企画、立案、調査及び分析の業務がある企業＝100とした場合の企画業務型裁量労働制採用企業数割合	専門業務型裁量労働制採用企業数割合	適用業務がある企業＝100とした場合の専門業務型裁量労働制採用企業数割合（複数回答）																	
				新商品又は新技術の研究開発等	情報処理システムの分析又は設計	記事の取材又は編集	デザイナー	プログラマー又はディレクター	コピーライター	システムコンサルタント	インテリリアコーディネーター	ゲームソフトの創作	証券アナリスト	金融商品の開発	公認会計士	弁護士	建築士	不動産鑑定士	弁理士	税理士	中小企業診断士
調査産業計	[0.5]	4.0	[2.5]	7.1	6.9	19.4	15.4	26.1	36.4	4.6	0.2	73.8	5.3	3.2	-	-	5.1	-	-	-	-
鉱業	-	-	[-]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	[0.1]	0.8	[2.6]	5.7	0.8	14.6	8.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.8	-	-	-	-
製造業	[0.4]	3.3	[2.8]	7.0	10.2	12.1	8.0	0.4	35.0	6.3	-	-	-	-	-	-	0.4	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	[-]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	[4.1]	10.6	[16.3]	9.2	12.4	29.0	11.7	31.7	69.4	6.2	-	79.3	-	33.1	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	-	-	[0.0]	0.6	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業	[0.6]	4.6	[1.1]	7.3	0.1	-	6.3	39.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融・保険業	[0.9]	2.1	[1.5]	9.4	5.1	26.7	-	-	-	-	-	-	6.5	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	[0.8]	5.3	[0.8]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	-	-	-	-
飲食店、宿泊業	[0.0]	0.2	[0.0]	0.8	0.8	3.8	-	-	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-	-	18.4	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	[1.4]	18.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	[0.1]	0.5	[-]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	[0.6]	4.0	[2.8]	10.1	3.5	26.6	41.1	30.5	29.2	-	-	-	-	-	-	-	7.3	-	-	-	-

資料出所：「就労条件総合調査」（厚生労働省）

（注）〔 〕内の数値は、全企業数に対する企画業務型裁量労働制または専門業務型裁量労働制を採用している企業数割合である。

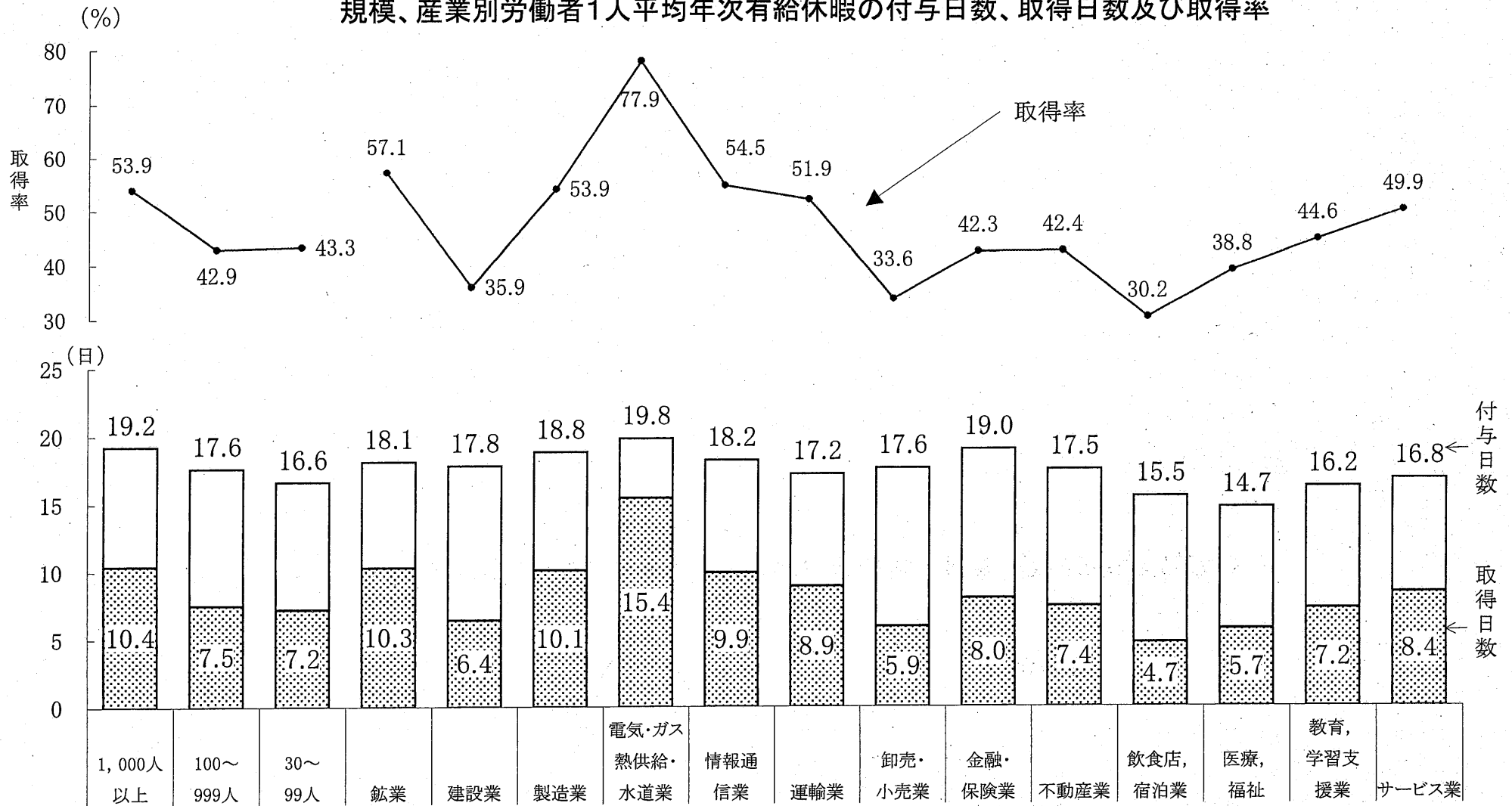
労働者1人平均年次有給休暇の推移(調査産業計、企業規模30人以上)



(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

- (注) 1) 調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。
- 2) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。
- 3) 「取得率」は、全取得日数/全付与日数×100(%)である。

規模、産業別労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率



(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

- (注) 1) 調査期日は、平成16年1月1日現在である。
 2) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。
 3) 「取得率」は、全取得日数／全付与日数×100(%)である。

年次有給休暇の計画的付与制度の有無、計画的付与日数階級別企業数の割合、1企業平均年次有給休暇計画的付与日数

(単位：%)

企業規模・年	合計	年次有給休暇計画的付与制度がある企業									1企業平均年次有給休暇計画的付与日数	年次有給休暇計画的付与制度がない企業
		1日～2日	3日～4日	5日～6日	7日～8日	9日～10日	11日～12日	13日以上				
平成6年	100.0	16.3	(100.0)	(24.5)	(38.0)	(22.1)	(8.0)	(4.4)	(0.6)	(1.8)	4.2	83.7
9	100.0	18.5	(100.0)	(22.4)	(34.7)	(22.9)	(11.3)	(6.9)	(1.3)	(0.4)	4.5	81.5
10	100.0	19.5	(100.0)	(25.7)	(35.6)	(26.1)	(5.8)	(5.9)	(0.8)	(0.0)	4.1	80.5
11	100.0	17.6	(100.0)	(28.6)	(31.2)	(26.0)	(4.6)	(6.3)	(1.7)	(0.2)	4.1	82.4
13(12年度)	100.0	16.0	(100.0)	(24.9)	(41.3)	(23.6)	(2.6)	(5.6)	(0.8)	(0.0)	3.9	84.0
14(13年度)	100.0	13.0	(100.0)	(24.7)	(21.8)	(22.4)	(7.7)	(5.5)	(1.0)	(0.6)	4.3	87.0
15(14年度)	100.0	12.7	(100.0)	(25.9)	(30.2)	(28.0)	(7.3)	(2.8)	(1.4)	(0.8)	4.1	87.3
16(15年度)	100.0	14.4	(100.0)	(30.2)	(26.0)	(25.7)	(2.8)	(10.6)	(0.6)	(0.8)	4.3	85.6
1,000人以上												
平成6年	100.0	38.7	(100.0)	(24.3)	(33.9)	(25.2)	(9.5)	(4.1)	(0.7)	(1.3)	4.3	61.3
9	100.0	42.9	(100.0)	(24.0)	(36.7)	(25.9)	(4.5)	(6.3)	(1.5)	(0.7)	4.2	57.1
10	100.0	45.2	(100.0)	(23.3)	(34.3)	(24.7)	(7.4)	(8.4)	(1.4)	(0.5)	4.5	54.8
11	100.0	41.8	(100.0)	(27.9)	(28.5)	(27.2)	(6.3)	(8.2)	(1.3)	(0.2)	4.3	58.2
13(12年度)	100.0	37.6	(100.0)	(27.8)	(37.1)	(20.6)	(5.8)	(5.1)	(0.2)	(0.0)	3.9	62.4
14(13年度)	100.0	34.4	(100.0)	(26.3)	(35.0)	(23.9)	(5.1)	(2.9)	(1.3)	(0.0)	3.9	65.6
15(14年度)	100.0	31.7	(100.0)	(24.6)	(32.6)	(29.7)	(4.1)	(2.1)	(1.4)	(0.9)	4.0	68.3
16(15年度)	100.0	30.4	(100.0)	(22.5)	(33.3)	(26.9)	(6.6)	(6.1)	(3.3)	(0.8)	4.5	69.6
100～999人												
平成6年	100.0	19.6	(100.0)	(31.9)	(34.9)	(25.1)	(3.4)	(1.5)	(1.6)	(1.6)	3.9	80.4
9	100.0	23.7	(100.0)	(29.9)	(37.6)	(19.7)	(7.9)	(4.0)	(0.6)	(0.2)	3.9	76.3
10	100.0	23.7	(100.0)	(28.2)	(37.3)	(24.5)	(5.0)	(4.8)	(0.2)	(0.0)	3.9	76.3
11	100.0	23.0	(100.0)	(28.1)	(35.8)	(27.7)	(4.4)	(1.0)	(2.8)	(0.2)	3.9	77.0
13(12年度)	100.0	21.5	(100.0)	(23.5)	(45.8)	(25.1)	(2.7)	(1.4)	(1.3)	(0.0)	3.7	78.5
14(13年度)	100.0	20.5	(100.0)	(23.8)	(27.5)	(24.9)	(5.3)	(6.6)	(1.2)	(0.6)	4.3	79.5
15(14年度)	100.0	20.5	(100.0)	(25.4)	(28.8)	(29.0)	(6.1)	(3.8)	(1.4)	(0.5)	4.2	79.5
16(15年度)	100.0	18.2	(100.0)	(31.4)	(32.2)	(22.8)	(4.6)	(4.3)	(1.1)	(0.8)	4.0	81.8
30～99人												
平成6年	100.0	14.2	(100.0)	(20.3)	(40.2)	(20.0)	(10.4)	(6.0)	(0.0)	(1.9)	4.3	85.8
9	100.0	15.7	(100.0)	(17.8)	(32.7)	(24.6)	(14.0)	(8.6)	(1.6)	(0.5)	4.8	84.3
10	100.0	17.0	(100.0)	(24.5)	(34.9)	(27.1)	(6.1)	(6.3)	(1.1)	(0.0)	4.2	83.0
11	100.0	14.7	(100.0)	(29.0)	(28.6)	(24.9)	(4.5)	(9.3)	(1.2)	(0.2)	4.2	85.3
13(12年度)	100.0	13.2	(100.0)	(25.6)	(38.8)	(23.0)	(2.3)	(8.3)	(0.4)	(0.0)	4.0	86.8
14(13年度)	100.0	9.3	(100.0)	(25.2)	(15.3)	(20.0)	(10.0)	(5.0)	(0.7)	(0.7)	4.3	90.7
15(14年度)	100.0	9.0	(100.0)	(26.6)	(31.1)	(26.9)	(8.8)	(2.1)	(1.5)	(1.0)	4.1	91.0
16(15年度)	100.0	12.3	(100.0)	(30.1)	(21.8)	(27.4)	(1.4)	(14.7)	(0.1)	(0.8)	4.5	87.7

(資料出所) 厚生労働省「就労条件総合調査」(旧「賃金労働時間制度等総合調査」)

(注) 調査期日は、平成11年度以前は12月末日現在、12年度より1月1日現在であり、調査年を表章している。